平成２７年（フ）第４２１号
愛知県西尾市吉良町上横須賀上町東39番地１
債務者　山口　明彦
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
新潟県村上市羽黒町11番18号
債務者　青柳　敬一
１　決定年月日時　平成28年１月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第２号
愛知県岩倉市野寄町東出８番地
債務者　忍　　寛康
１　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第９５号
岡山県津山市中島227番地22　クレストールブリリアント　103、前住所岡山県津山市小原1130番地16
債務者　森本　徹雄
１　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第３０９号
香川県高松市木太町5001番地22　レオパレスレインボー101号室
債務者　川北　真護
１　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４号
香川県高松市松福町１丁目16番９－403号
今橋マンション
債務者　横田　早美
１　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５３号
秋田市外旭川字鳥谷場133番地　市営住宅８－303号
債務者　若松　由貴（旧姓秋本）
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３号
北海道苫小牧市柏木町５丁目15番17号
債務者　豊住　喬子
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第７３０号
仙台市太白区東中田３丁目13番20号
債務者　板橋　良博
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８１７号
仙台市太白区恵和町２番２号
債務者　馬上　寛子
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８３７号
宮城県塩竈市梅の宮28番１－４号　アリス塩釜第２－206号、従前の住所宮城県多賀城市大代２丁目４番10号
債務者　大友美智子
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３５４号
茨城県東茨城郡茨城町長岡4283－１－Ｂ、住民票上の住所茨城県那珂市鴻巣912番地３
債務者　大金　功良
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３５７号
茨城県水戸市吉沢町88番地の１　堀江住宅５号
債務者　木村　文雄
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３５８号
茨城県水戸市吉沢町88番地の１　堀江住宅５号
債務者　木村　博幸
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１９５号
茨城県土浦市下高津１丁目４番20－405号
土浦ガーデンハウス
債務者　遠山みゆき（旧姓笈川）
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２２２号
茨城県つくば市二の宮１丁目１番地１　二の宮荒井マンション208号
債務者　勝田　俊一
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２２６号
茨城県稲敷郡阿見町大字追原2315番地44
債務者　増渕　栄子
１　決定年月日時　平成28年１月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係